

議決した議案

本会議で賛否の分かれた議案については◆印で表示し、賛成、反対それぞれの会派名を記載しています。

可決したものの

★区長提出議案

◆特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する
条例

主任介護支援専門員の報酬
額を定めるなどの改正を行
うもの。

◆練馬区印鑑条例の一部を改
正する条例

外国人に係る印鑑登録証明
書を自動交付機から交付で
きるようにするため、改正
を行うもの。

◆練馬区特別区税条例の一部
を改正する条例

寄付金税制の拡充、公的年
金からの特別徴収制度の導



本会議

部を改正する条例
下石神井四丁目区民農園を
廃止するもの。

◆練馬区愛育手当条例を廃止
する条例

在宅児童に対する支援の充
実により、愛育手当の意義
が薄れていることを踏まえ、
愛育手当条例を廃止するも
の。

◆練馬区立学童クラブ条例の
一部を改正する条例

中村西小学学童クラブを新設
するとともに、2か所の学
童クラブを移設するもの。

◆練馬区震災復興の推進に関
する条例

地震により大規模な被害を
受けた場合において、被災
市街地の整備に係る対策を
総合的かつ計画的に推進す
るため、条例を制定するも
の。

◆練馬区地区計画の区域内に
おける建築物の制限に関す
る条例の一部を改正する条
例

土支田中央地区地区計画区
域における建築制限を定め
るため、改正を行うもの。

◆練馬区立都市公園条例の一
部を改正する条例

電車の見える公園(練馬区
北町一丁目38番23号)を新
設するとともに、関町南さ
くら緑地(練馬区関町南四
丁目13番20号)を新設する
もの。

◆練馬区立児童遊園条例の一
部を改正する条例

北町児童遊園を廃止するも
の。

◆練馬区立牧野記念庭園管理
条例の一部を改正する条例

練馬区立土支田農業公園条
例の一部を改正する条例

練馬区立花とみどりの相談
所条例の一部を改正する条
例

右3議案は、年末年始の開

園・開館日を拡大するため、
改正を行うもの。

◆練馬区立小学校および中学
校の学校医、学校歯科医な
らびに学校薬剤師の公務災
害補償に関する条例の一部
を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯
科医及び学校薬剤師の公務
災害補償に関する条例の一
部改正に伴い、改正を行う
もの。

◆特別区道路線の認定につい
て(5件)

◆練馬区立石神井図書館耐震
補強および大規模改修工事
請負契約

◆指定管理者の指定について
(練馬区立練馬女性センター)
特定非営利活動法人 練馬
区障害者福祉推進機構
(期間) 3年

◆指定管理者の指定について
(練馬区立山庭園)
アゴラ造園株式会社
(期間) 1年

◆指定管理者の指定について
(練馬区立石神井公園区民
交流センター)
練馬建物総合管理協同組合
(期間) 3年

◆指定管理者の指定について
(練馬区立立石神井町福祉老
人ホーム等)
社会福祉法人 練馬区社会
福祉事業団
(期間) 2年

◆指定管理者の指定について
(練馬区立立石神井公園園
所)
社会福祉法人 練馬区社会
福祉協議会
(期間) 5年

◆指定管理者の指定について
(練馬区立立石神井町福祉園
所)
社会福祉法人 練馬区社会
福祉協議会
(期間) 5年

◆指定管理者の指定について
(練馬区立立石神井公園園
所)
社会福祉法人 練馬区社会
福祉協議会
(期間) 5年



練馬大根

結果のでた 陳情

採
扱

- ◆陳情第122号 大泉町公共交通空白地域のバス路線について(第2項・第3項)
- ◆陳情第123号 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の提出について
- ◆陳情第124号 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充について
- ◆陳情第127号・第128号 商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置の継続についての意見書の提出について
- ◆陳情第129号・第130号 小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置の継続についての意見書の提出について
- ◆陳情第131号・第132号 小規模住宅用地の都市計画税の軽減措置の継続についての意見書の提出について
- ◆陳情第15号 氷川台駅に地上までのエレベーターの設置について
- ◆陳情第98号・第102号・第103号・第104号 高齢者いきいき健康事業継続について
- ◆陳情第117号 シヤトルバス停留所の増設について
- ◆陳情第119号 東京都及び区市町村の電子調達における代理システムの構築について

意見書

* 第四回定例会では3件の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備および財政措置を求める意見書(区民生活委員会)

近年、食品や製品の安全性に関わる事件・事故、悪質商法、多重債務、振り込め詐欺など消費者を取り巻く様々な分野で消費者被害が相次いでいる。全国の消費生活センターへ寄せられる苦情相談件数はこの10年間で4倍に増加し、平成18年度には110万件に達している。しかし、相談窓口となる消費生活センターは、自治体によっては人員・予算が必ずしも十分とは言えず、必要な相談体制がとれていない状況にある。

こうした中、政府は、各省庁が縦割りでを行っている消費者行政を統一的・一元的に推進できる、強い権限を持つ新組織のあり方を検討するため、消費者行政推進会議を設置した。この消費者行政推進会議の取りまとめにおいては、消費者を主役とする政府の舵取り役となる消費者庁を創設することや、地方自治体の消費生活センターを法的に位置づけ、国は相当の財源を確保し、国と地方が一体となった消費者行政を強化することなどが提言されている。このような取り組みが進められているもとも、消費者被害の増大に対する消費者の不安・不信は、健全な市場経済の発展に悪影響を及ぼすにいたっており、早急な対策が求められている。

よって、本区議会は、国会および政府に対し、地方消費者行政を早急に拡充するため、次の事項について強く要望する。

- 1 消費者被害情報の集約体制を強化するとともに、国と地方のネットワークを構築し、消費者の苦情相談が地方自治体の消費者相談窓口において迅速かつ適切に受け付けられるよう、消費生活センターの設置、業務、機能等について、必要な法制度を整備すること。
- 2 地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充・強化するための財政措置をとること。

▶あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、消費者行政推進担当大臣

周産期医療体制を速やかに充実・強化することを求める意見書

本年9月および10月に、東京都内において、脳出血により救急搬送中の妊婦が、複数の病院に受け入れを拒否され、最後に搬送された病院で子どもは無事生まれたものの、母親一人は死亡、もう一人は依然意識不明という悲惨な事態が相次いで発生した。

これらの事態は、周産期医療に関する医療体制が不十分であったことに起因するものであり、しかも、多くの医療機関が集中している東京都内で起きたことは、妊産婦のみならず、都民全体に大きな不安を与えたところである。

この不安を早急に払拭しなければならないが、とりわけリスクの高い妊娠・出産に24時間態勢で対応すべき総合周産期母子医療センターが、その役割を果たせなかった責任は重大であり、救急救命医療との連携を含めて一刻も早くその体制を充実・強化することが不可欠である。

あわせて、国および都の責任において、都内の総合周産期母子医療センターのネットワークの整備と地域の医療機関との連携強化を速やかに進めるべきである。

さらに、医師をはじめとした医療関係者の勤務環境の整備と総合周産期に係わる医師不足を解消する施策を、一層充実していく必要がある。

医療体制が整っていないがゆえに、出産時に死亡するなどという痛ましい事態が、再び繰り返されてはならない。

よって、本区議会は、貴職に対し、周産期医療体制を充実・強化する対策を速やかに講じるよう、次の事項を強く要望する。

- 1 総合周産期母子医療センターが、リスクの高い妊産婦にも対応できるよう、周産期医療のネットワークの整備を含め、診療体制の強化を図ること。また、周産期医療と救急医療が連携した医療体制を早急に充実すること。
- 2 産科・救急科等の医師不足を解消するための施策を早急に実施すること。
- 3 看護師・助産師等の医療従事者の地位の向上と勤務環境の改善を図る施策を充実すること。

▶あて先：厚生労働大臣、東京都知事

会議の開催状況

11月26日(水) 議会運営委員会 本会議(所信表明、議案上程等)	12月1日(月) 本会議(一般質問)
27日(木) 本会議(一般質問)	2日(火) 常任委員会(5委員会)
28日(金) 本会議(一般質問)	3日(水) 特別委員会(4委員会)
	4日(木) 特別委員会(1委員会)
	常任委員会(5委員会)
	8日(月) 議会運営委員会 本会議(追加上程)
	常任委員会(1委員会)
	9日(火) 常任委員会(5委員会)
	10日(水) 特別委員会(2委員会)
	12日(金) 議会運営委員会 本会議(議決)

固定資産税・都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書(区民生活委員会)

わが国の経済は、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した金融不安の高まりや株価の暴落、さらには円高が拍車をかけ、先行きの不透明な厳しい状況が続いている。

このような中、現在東京都が実施してきている固定資産税・都市計画税の減免措置等は、これまでも中小事業者にとって、事業の継続や経営内容の健全化に大きな力を与えるとともに、今後も必要な措置であると考えられる。

23区の固定資産税は都区共通の財源であり、こうした減免措置等の継続は当区の財政運営にも影響を与えることになるが、東京都が減免措置等を廃止することになれば、区民、とりわけ中小事業者に与える影響は極めて大きく、地域社会の活性化、ひいては日本経済の回復にも悪影響を及ぼす要因となることが強く危惧される。

よって、本区議会は、東京都に対し、現在の景気状況における区民の税負担感に配慮し、負担増になることのないよう、次の事項について強く要望する。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を今後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減免する措置を今後も継続すること。
- 3 負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の税額を、負担水準が65%の場合の税額まで軽減する措置を今後も継続すること。

▶あて先：東京都知事

あとがき

あけましておめでとうございます。謹んで区民の皆様の健康とご多幸をお祈り申し上げます。

区議会だより第171号は、平成20年第四回定例会を中心に編集しました。今年も皆様に親しまれ、読みやすい区議会だよりを目指し、努力してまいります。どうぞよろしくお願いたします。

- ◇ 広報・図書委員会
委員長 小川 けいこ
- ◇ 委員長職務代理
宮原 義彦
- 委員 山田 かずよし
- 委員 とや 英津子
- 委員 吉川 みさ子